

# 豊川市プロモーション・移住PR 動画貸出マニュアル

# 1 はじめに

豊川市が持つ豊かな魅力（名産、歴史、文化、自然等）や、豊かな価値（住みやすさ、働きやすさ、子育てのしやすさ等）を市内外に伝えるため、プロモーション動画と移住PR動画を制作しました。本動画は豊川市公式 YouTube チャンネルで配信するほか、豊川市役所本庁舎1階ロビーなどの公共施設で上映しています。

また、豊川市のシティプロモーション活動にご利用いただく目的に限り、無償で動画を貸出しますので、貸出を希望する際は、本マニュアルに沿って使用してください。



## 2 動画の種類

- ① 豊川市プロモーション動画ーロングー（3分版）
- ② 豊川市プロモーション動画ーミドルー（1分版）
- ③ 豊川市プロモーション動画ーショートー（30秒版）
- ④ 豊川市移住PR動画

## 3 動画に関する注意事項

動画は「豊川市プロモーション動画・豊川市移住PR動画利用に関する要綱」に基づき、使用してください。

- ・動画に関する著作権等の一切の権利は豊川市又は当該権利を有する第三者に属します。
- ・動画の使用料は、無償です。
- ・動画は営利目的のイベント等に使用できません。
- ・使用にあたっては、事前申請が必要です。
- ・下記に該当する場合は、使用できません。
  - ① 営利目的又は公益目的以外で利用する場合
  - ② 著作者の名誉又は声望を害する目的又は方法で利用する場合
  - ③ 犯罪行為その他公序良俗に反する目的又は方法で利用する場合
  - ④ 社会通念上著しく妥当性を欠く目的又は方法で利用する場合
  - ⑤ 申請者又は利用者が暴力団員等である場合
  - ⑥ その他、豊川市シティプロモーションの目的に照らして、豊川市がその許可をすることが適当でないと認める場合
- ・音源ライセンスに制限があるため、①～④の動画に音源はありません。
- ・音源付きの動画を希望する場合は、YouTubeのリンクシェア機能を使ってください。

## 4 申込手順

- 動画の使用は、次の手順で申し込んでください。

- (1) 豊川市プロモーション動画・豊川市移住PR動画利用に関する要綱、本マニュアルをご確認ください。
- (2) 豊川市電子申請・届出システムへ必要事項を入力し送信してください。

【申込フォームURL】<https://ttzk.graffer.jp/city-toyokawa/smart-apply/apply-procedure/6283068466161141473>



【申込フォーム二次元コード】

- (3) 申込後、おおむね1週間以内に動画の受け渡し方法を連絡します。
  - ・データ希望の場合は、電子メールで送信します。
  - ・DVDを希望の場合は、豊川市企画部元気なとよかわ発信課執務室（豊川市役所本庁舎2階）まで取りに来てください。
- (4) 動画の使用後、データを希望した方はデータを削除してください。DVDを希望した方は、元気なとよかわ発信課執務室（豊川市役所本庁舎2階）へ返却してください。

- 注意事項

- (1) 申込内容に疑義があった場合は、後日連絡します。
- (2) 申込後1週間過ぎても連絡がない場合は、お手数ですが、豊川市企画部元気なとよかわ発信課（0533-95-0260）にお問い合わせください。

## 5 お問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

豊川市企画部元気なとよかわ発信課  
〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地  
電話 0533-95-0260 メール [genki@city.toyokawa.lg.jp](mailto:genki@city.toyokawa.lg.jp)